

## 特記仕様書

## I 業務概要

- 1 業務名称 安佐市民病院南館ほか解体工事実施設計業務
- 2 委託期間 契約締結の日から令和3年12月28日まで
- 3 計画施設概要
  - (1) 施設名称 安佐市民病院南館ほか
  - (2) 敷地の場所 安佐北区可部南二丁目
  - (3) 施設用途 病院、医師住宅
  - (4) 工事概要 解体撤去工事

## 4 設計と条件

## (1) 敷地

- |          |                |
|----------|----------------|
| ア 敷地の面積  | 18,897㎡        |
| イ 都市計画区域 | 都市計画区域内 市街化区域  |
| ウ 用途地域   | 第一種住居地域        |
| エ 防火地域   | 指定なし           |
| オ 建ぺい率   | 60% (角地緩和適用あり) |
| カ 容積率    | 200%           |

## (2) 施設

添付図面のとおり。

## (3) 工事条件

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ア 工事費 (概算金額) | 9億円 (税込)      |
| イ 工期 (予定)    | 令和4年5月～令和5年2月 |

## (4) 設計と条件

- ア 現在施工中の「安佐市民病院北館改修その他工事」及び同工事により整備する各施設(令和4年12月末の開設)に支障をきたさないよう成果品に明記すること。
- イ 令和4年10月末までに工事費の概算額を示すこと。

## II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、共通仕様書による。

## 1 管理技術者

資格要件は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士とする。

## 2 照査技術者

約款第 15 条の照査技術者の配置は必要とし、資格要件は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士とする。

### 3 主任担当技術者

主任担当技術者については、建築（意匠）、電気設備、機械設備をそれぞれ 1 名以上とし、資格要件は次による。

管理技術者及び照査技術者と各主任担当技術者は、兼務することができない。また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者と兼務することができない。

ア 建築（意匠）の主任担当技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。

イ 設備（電気、機械）の主任担当技術者は、一級建築士、建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気、機械で合格し、法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士の資格を有する者であること。

### 4 設計業務の範囲

(1) 建築（備品等を含む。）、電気・機械設備、外構等、解体撤去一式に係る実施設計

(2) 解体工事に必要な調査

ア 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアルに基づくアスベスト調査

イ R I 等汚染調査

(3) その他別表第 1 のとおり。

### 5 業務の実施

(1) 一般事項

ア 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

イ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

ア 業務着手時

イ 実施設計図面作成前

ウ 積算開始前

エ ヒアリング実施前

オ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とする。

(4) 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ、監督員と協議し承諾を受ける。

## (5) 電子納品

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下、「要領等」という。）に基づいて作成したものを指す。

イ 業務の着手前に必ず監督員と電子納品について事前協議を行うこと。

ウ 図面は、建築 CAD 図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版に基づき作成すること。

エ 電子納品の対象書類等は本業務の電子納品対象書類は、設計図、内訳書及び代価表、工事費概算書を基本とし、詳細は監督員と協議の上、決定する。

オ 成果品は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R を原則とする）で2部提出する。

カ 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

キ 成果品として提出された電子データは、当該施設に関連する工事等の受注者に貸与し、当該工事における設計図、施工図及び当該施設の完成図などの作成に使用する等、委託契約約款（建築設計業務用）の規定の範囲内で利用することがある。

## 6 成果物、提出部数等

成 果 物	提出部数			備 考
	原紙	複写	データ	
<b>【共通】</b>				
1 共通				
・ 打合せ記録（関係官公庁等を含む）	1	—	—	共通
・ 概略工事工程表	1	—	○	
・ 工事費概算書	1	—	○	
・ 工事契約用製本（各工事ごと）	2	—	—	
・ 日影図				
・ 省エネルギー関係計算書				
・ 電子納品	※	—	○	要領による
・ 設計図製本（原版）				
・ 設計図製本（A3縮小版）	2	—	—	
・ 設計図（A3縮小版）	1	—	—	
・ その他本仕様書によるもの又は監督員の指示するもの	必要数	—	○	
・ 確認申請				
・ 消防計画書				
・ 給水装置工事設計協議書	必要数	必要数	—	申請決裁用控え要
・ その他必要な届出類	必要数	必要数	—	”
・ 測量図				
・ 登記申請書類				
・ 登記簿謄本の写し				
・ 各種技術資料				
・ 打合せ記録（関係官公庁等を含む）	1	—	—	
2 積算【建築・設備】				
・ 数量調書 （拾い図、拾い書・集計書・内訳書他）	1	—	○	Excel等
・ 見積書徴収	1	—	—	
・ 見積検討資料、比較表	1	—	○	Excel
・ 内訳書、代価表	1	—	○	Excel
・ 建築工事積算チェックリスト	1	—	○	



成 果 物	提出部数			備 考
	原紙	複写	データ	
【電気設備】				
1 電気設備				
ア 設計図	1	—	○	A1サイズ
・ 表紙、図面目録、特記仕様書				
・ 工事区分表				
・ 敷地案内図				
・ 配置図				
・ 電灯設備図（幹線図、系統図共）	1	—	○	”
・ 動力設備図（幹線図、系統図共）	1	—	○	”
・ 分電盤、制御盤、操作盤、回路図・姿図	1	—	○	”
・ 雷保護設備図	1	—	○	”
・ 受変電設備図	1	—	○	”
・ 発電設備図				
・ 蓄電池設備図				
・ 構内情報通信網設備図	1	—	○	”
・ 構内交換設備図	1	—	○	”
・ 情報表示設備図	1	—	○	”
・ 拡声設備図	1	—	○	”
・ 誘導支援設備図	1	—	○	”
・ テレビ共同受信設備図	1	—	○	”
・ 監視カメラ設備図	1	—	○	”
・ 防犯・入退室管理設備図	1	—	○	”
・ 火災報知設備図	1	—	○	”
・ 構内配電線路図	1	—	○	”
・ 既設撤去図				
・ 既設撤去詳細図				等
イ 電気設備設計計算書				
2 昇降機設備				
ア 設計図				
・ 表紙、図面目録、特記仕様書				
・ 工事区分表				
・ 敷地案内図				
・ 配置図				
・ 昇降機設備図	1	—	○	”
・ 既設改修図				等
イ 昇降機設備設計計算書				

成 果 物	提出部数			備 考
	原紙	複写	データ	
【機械設備】				
1 空気調和設備				
ア 設計図				
・ 表紙、図面目録、特記仕様書				
・ 工事区分表				
・ 敷地案内図				
・ 配置図				
・ 系統図	1	—	○	A 1 サイズ
・ 機器表	1	—	○	”
・ 空気調和設備図	1	—	○	”
・ 換気設備図	1	—	○	”
・ 自動制御設備図	1	—	○	”
・ 平面詳細図				
・ 断面詳細図				
・ 部分詳細図				
・ 屋外設備図				
・ 既設撤去図				
・ 既設撤去詳細図				
イ 空気調和設備設計計算書				
2 衛生設備				
ア 設計図				
・ 表紙、図面目録、特記仕様書				
・ 工事区分表				
・ 敷地案内図				
・ 配置図				
・ 系統図	1	—	○	A 1 サイズ
・ 機器表、器具表	1	—	○	”
・ 衛生器具設備図	1	—	○	”
・ 給水設備図	1	—	○	”
・ 排水設備図	1	—	○	”
・ 給湯設備図	1	—	○	”
・ 消火設備図	1	—	○	”
・ 液化石油ガス設備図	1	—	○	”
・ 医療ガス設備図	1	—	○	”
・ 厨房設備図	1	—	○	”
・ 屋外設備図	1	—	○	”
・ 平面詳細図				

成 果 物	提出部数			備 考
	原紙	複写	データ	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断面詳細図</li> <li>・ 部分詳細図</li> <li>・ さく井設備図</li> <li>・ 井水処理設備図</li> <li>・ 各種排水処理設備図</li> <li>・ 既設撤去図</li> <li>・ 既設撤去詳細図</li> </ul> 等 イ 衛生設備設計計算書	1	-	○	A 1 サイズ

(注) 1 すべての成果物は、設計図（監督員の指示がある他の成果物を含む）を除き、原則として A 4 版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。

2 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中にも含めることもできる。

3 数量調書（拾い書・集計書）及び見積書比較表は、マイクロソフト Excel（2003 以降で読み込めるもの）により作成し、図面等を用い判りやすくし、加筆・修正ができるようにすること。

4 CAD データ形式は、オリジナル CAD、sfc、jww 及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なよう、線の太さ、文字の大きさ等の設定を行うこと。

5 PDF データは、A 1 サイズの設計図を原寸大のまま PDF 化したもの（解像度は 400dpi 以上、ファイルバージョンは 1.4 (Acrobat5 対応)）とする。

6 設計図は、適宜追加し、実施設計として必要な図面を作成すること。詳細は監督員と協議の上決定する。

7 成果物のとりまとめ方法は、監督員の指示による。

## 7 契約変更の取り扱い

(1) 発注者に帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・日数を適正に算定する。

(2) 設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初設計業務委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は行わない。

(3) 業務の契約変更を行う場合には、変更対象となる業務に係る業務価格に、「当初の契約金額から消費税相当を減じた額／当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格」の比率を乗じた額に消費税等相当額を加えた額を変更分の設計業務委託料とする。

## 別表第1

## 追加業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

業 務 項 目	業 務 の 内 容	備 考
建築積算	積算数量算出書、単価作成資料、見積徴収、 見積検討資料等の作成	
電気設備積算	積算数量算出書、単価作成資料、見積徴収、 見積検討資料等の作成	
機械設備積算	積算数量算出書、単価作成資料、見積徴収、 見積検討資料等の作成	
その他関係法令等に基づく各種申請手続き業務	消防計画書等の作成及び申請手続業務	必要な申請は全て行う。
リサイクル計画書の作成	計画書の作成	
概略工事工程表の作成	工程表の作成	
現地調査	必要事項の調査	
その他	補足説明で示したものを提出	監督員の指示による